

川崎市自動車臨時運行許可事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第34条第2項、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「規則」という。）第20条及び川崎市市区長委任規則（昭和47年規則第18号）第3号の規定に基づき、自動車の臨時運行許可に関し必要な事項を定める。

(許可申請)

第2条 臨時運行の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、許可を受けようとする自動車ごとに次に掲げる書類を必ず提示し、臨時運行許可申請書を提出しなければならない。

- (1) 許可を受けようとする自動車の自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書の原本
- (2) 許可を受けようとする自動車の車名、形状、車台番号及び同一性が確認できる書類

(申請日)

第3条 臨時運行許可の申請は、当該自動車の運行を開始しようとする日にしなければならない。ただし、運行を開始しようとする日が日曜日又はその他の休日（以下これらの日を「休日等」という。）に該当するとき、及び早朝から使用する等、当日の申請では間に合わない場合は、前日（前日が休日等の場合は、その前日）に申請ができるものとする。ここでの休日等とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、1月1日から同月3日まで、及び12月29日から同月31日までとする。

(提示書類)

第4条 自動車の車名、形状、車台番号及び同一性が確認できる書類とは、次の各号に定めるものとする

- (1) 自動車検査証（限定自動車検査証）
- (2) 登録識別情報等通知書（一時抹消登録証明書）
- (3) 譲渡証明書
- (4) 製作証明書
- (5) 完成検査終了証
- (6) 自動車通関証明書
- (7) 排ガス検査修了証
- (8) 登録事項等証明書
- (9) 自動車予備検査証
- (10) 自動車検査証返納証明書
- (11) 自動車登録番号標領置証明書
- (12) その他、自動車の同一性を確認できる書類

2 申請者が前項に掲げる書類を提示することができないときは、第2号様式による理由書にて提示することができない理由を明らかにするとともに、該当自動車の車台番号の拓本を提示しなければならない。

(疎明資料)

第5条 第2条の規定による臨時運行の許可申請があった場合において、区長は、必要と認めるときは、申請者に対して、その者の本人確認書類資料（自動車運転免許証等）及び運行の目的、その他申請内容について確認できる資料の提示を求めることができる。

(許可基準)

第6条 臨時運行の許可は、次の各号に適合するものについて行う。

- (1) 許可を受けようとする自動車の種別が法第58条及び規則第35条の2の検査対象外軽自動車及び特殊自動車でないこと。
- (2) 許可を受けようとする自動車道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める制限を越える場合は、保安上支障がないことについて地方運輸局長の認定を受けていること。
- (3) 運行の目的が次のいずれかに該当すること。
 - ア 法第7条第1項の新規登録を申請するために必要な自動車の提示のための回送
 - イ 法第59条第1項の新規検査を申請するために必要な自動車の提示のための回送
 - ウ 法第62条第1項の継続検査を申請するために必要な自動車の提示のための回送
 - エ 法第20条第2項の領置を受けた番号標の返付を受けるための回送
 - オ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第40条、第81条及び貨物自動車運送事業法（平成元年12月19日法律第83号）第33条の処分を受け領置された番号標の返付を受けるための回送
 - カ 自動車登録番号標を紛失又はき損した場合において、新たにその取付けを受けるために必要な自動車の提示のための回送（再封印）
 - キ 自動車を製造、販売又は陸送を業とする者が、販売又は引渡しのため自動車を回送するとき（法第36条の2の回送運行許可証により回送できる場合を除く。）
 - ク 法第61条の自動車検査証の有効期間が満了した自動車を整備するために、整備工場に回送するとき。（法第62条第1項の継続検査を受けるために限る。）
 - ケ 試運転を行おうとするとき
- (4) 運行の経路が前号の目的を達成するために適切であると認められること。
- (5) 運行の期間が真に必要な最少の日数であると認められること。
- (6) 同一の自動車について継続して許可の申請があったときは、前に受けた許可の有効期間内に運行の目的を達成することができなかつたことについて正当な理由があると認められること。
- (7) 川崎市手数料条例（昭和25年3月29日条例第6号）第2条第18号の手数料が納付されていること。

(許可の有効期間)

第7条 臨時運行の許可は、有効期間を付して行う。

- 2 前項の有効期間は、次の表に定める日数を限度として、運行の目的を達するために真に必要な最少の日数とする。ただし、緩行車を長距離輸送する等、特別な事情があると認められる場合に限り、区長は、その限度を超えて許可を行うことができる。

目的地	有効期間 の日数
北海道	5日
東北（青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県）	4日
関東（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、群馬県、茨城県、栃木県）	3日
中部（新潟県、長野県、山梨県、静岡県、富山県、岐阜県、愛知県、石川県、福井県）	3日
近畿（滋賀県、三重県、京都市、奈良県、兵庫県、大阪府、和歌山県）	4日
中国（鳥取県、岡山県、島根県、広島県、山口県）	4日
四国（香川県、徳島県、愛媛県、高知県）	4日
九州（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）	5日

（許可証、番号標の交付）

第8条 区長は臨時運行の許可をしたときは、許可を受けた者に対し、規則第25条に定める臨時運行許可証（以下「許可証」という。）を交付し、同条に定める臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）を貸与しなければならない。

2 前項の番号標は、次の以下の区分に従い貸与する。

- (1) 二輪若しくは三輪の自動車、被けん引自動車又は運輸大臣が指定する大型特殊自動車 1枚
- (2) その他の自動車 2枚（1組）

3 区長は、前項第1号の規定により番号標を貸与したときは、その返納があるまで残余の1枚を他の自動車に貸与してはならない。

（返納期限）

第9条 前条の許可証及び番号標の返納期限は、第7条の許可の有効期間が満了した日から5日とする。ただし、有効期間が満了した日から5日目にあたる日が日曜日又はその他の休日（以下これらの日を「休日等」という。）に該当するときは、翌開庁日に返納ができるものとする。

ここでの休日等とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、1月1日から同月3日まで、及び12月29日から同月31日までとする。

（許可証及び番号標の返納催告等）

第10条 臨時運行の許可を受けた者が前条の返納期限までに許可証及び番号標を返納しない場合は、区長は許可証及び番号標を返納するよう催告しなければならない。

2 前項の催告をしても、許可証及び番号標が返納されないときは、区長は、事務担当者をして、現地調査をさせるなど、その回収に努めなければならない。

（許可の取消し）

第11条 区長は、不正な手段により許可を受けたことを発見したときは、直ちに当該許可を取消し、その旨を被許可者に文書（第9号様式）で通知するとともに許可証及び番号標の回収を図るものとする。

(許可証の紛失)

第 12 条 許可を受けた者が自動車臨時運行許可証を紛失したときは、自動車臨時運行許可証亡失・紛失届（以下「紛失届」という）を区長に提出しなければならない。

2 前項の規定による許可証の紛失届があった場合において、区長は、必要と認めるときは、当該許可証の有効期限内に限り、許可を受けた者に対して、許可証の再交付をすることができる。

(番号標の紛失及びき損)

第 13 条 許可を受けた者が番号標を紛失又はき損したときは、自動車臨時運行許可番号標紛失届（以下「紛失届」という）又は、自動車臨時運行許可番号標き損届（以下「き損届」という）を区長に提出しなければならない。番号標 2 枚（1 組）のうち 1 枚を紛失又はき損したときも同様とする。

(番号標の弁償)

第 14 条 区長は許可を受けた者が、番号標を紛失又は本人の責によりき損した届出があった場合は、番号標作製実費相当額を請求し、弁償させるものとする。

2 区長は、許可を受けた者が、番号標を返却しないことにより、やむなく次条第 1 項で定める番号標の無効告示を行った際に許可を受けた者の所在が判明している場合には、番号標作製実費相当額を速やかに請求し、弁償させるものとする。

(無効の告示等)

第 15 条 区長は、番号標の紛失届又はき損届の提出があったとき及び許可を受けた者の所在不明等で番号標を回収ができなかったときは、当該番号標の無効を告示するとともに、その旨を川崎自動車検査登録事務所（以下「登録事務所」という）及び所轄の警察署（以下「警察署」という）に通知しなければならない。

2 番号標を失効処理した場合は、当該番号標番号、失効年月日、許可した者の住所、許可した者の氏名（法人の場合は代表者名）、失効理由、失効公告の有無を市民文化局長に報告しなければならない。

(番号標の管理)

第 16 条 区長は、第 12 号様式による臨時運行許可番号標台帳（以下「番号標台帳」という。）により番号標を管理し、常に保有組数を明らかにしておかなければならない。

2 区長は、第 13 条の紛失届若しくはき損届があったとき又は許可を受けた者の所在不明等で番号標を回収することができなかったときは、当該番号標について番号標台帳から抹消しなければならない。

3 番号標は施錠のできる場所に保管し、その管理には十分に注意しなければならない。

(交付簿)

第 17 条 区長は、第 8 条の規定により許可証を交付し、番号標を貸与したときは、第 5 号様式による臨時運行許可証等交付簿（以下「交付簿」という。）により許可証及び番号標の交付状況を明らかにしておかなければならない。

(統計報告)

第 18 条 区長は、区民課事務取扱件数表により毎月の許可件数を市民文化局長に報告しなければならない。

2 区長は毎年4月1日から4月15日までの間に前年度末の番号標の保有組数、前年度の許可件数及び失効件数を市民文化局長へ報告しなければならない。

(文書の保存期間)

第 19 条 臨時運行の許可に関する文書の保存期限は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 収納済通知書及び払込書にあっては、処理を完了した日の属する年度の翌年4月1日から10年

(2) 調定(伺)書にあっては、処理を完了した日の属する年度の翌年4月1日から1年

(3) 交付簿にあっては、使用を終えた日の属する年度の翌年4月1日から1年

(4) 許可証、申請書、理由書、紛失届、き損届、その他の文書にあっては処理を完了した日の属する年度の翌年度4月1日から1年

(その他)

第 20 条 この要領について必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

1 この要領は、昭和59年10月1日から施行する。

2 川崎市臨時運行許可事務取扱要領(昭和54年5月22日付け川市区第153号各区長あて市民局長通知)は廃止する。

附 則

この改正要領は、平成11年1月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成28年4月1日から施行する。

自動車臨時運行許可申請書

担任	係長	課長
----	----	----

(あて先) 川崎市		区長		年 月 日		
① 申請者	会社の所在地 (個人の場合は住所)					
	会社名及び代表者名 (個人の場合は氏名)				印	
		TEL ()				
② 取りに来た人	職 場 名 (個人の場合は住所)					
	氏 名				印	
		TEL ()				
③ 自動車の形態	車 名			⑤ 運 行 経 路	出発地 — 経由地 — 到着地の最短コースの地点名を記入してください。	
	形 状				出 発 地	
	車 台 番 号				経 由 地	
					到 着 地	
④ 運 行 目 的	該当する番号に○印を付け、その理由を具体的に〔 〕内に記入してください。					
	1.車 検			⑥ 運 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
	2.その他			⑦ 自 賠 責 保 険 証	保 險 会 社 名	
				保 險 証 番 号	第 号	
				保 險 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
<p><u>臨時運行許期限が満了したときは、ただちに、臨時運行許可証と臨時運行許可番号標を返却してください。</u></p> <p><u>期限が満了した日から5日以内に返却しない場合、道路運送車両法第35条第6項違反として処罰されます。</u></p>						

許 可	許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	返 納	返 納 期 限	年 月 日	備 考
	許 可 番 号	第 号		返納日	年 月 日	
	番 号 標 番 号	神 横 浜 川 崎		電 話 日	年 月 日	
				通 知 日	年 月 日	
			実 調 日	年 月 日		

理 由 書

川崎市 区長 殿

年 月 日

申 請 者

会社の所在地（個人の場合は住所）

会社の名称及び代表者（個人の場合は氏名）

印

許可を受けようとする自動車の車台番号

次の理由により臨時運行の許可申請に必要な自動車の同一性を確認することができる証明書を提示することができませんので、上記拓本を提出します。

理 由 書

川崎市 区長 殿

年 月 日

申 請 者

会社の所在地（個人の場合は住所）

会社の名称及び代表者（個人の場合は氏名）

印

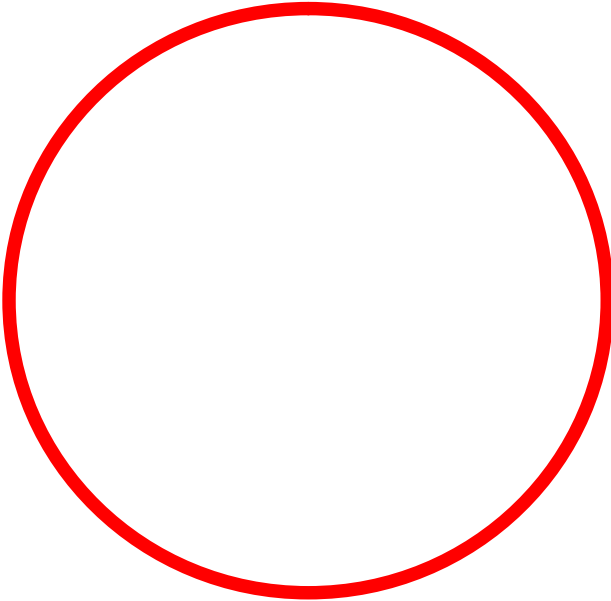
許可を受けようとする自動車の車台番号

有効期間の限度内で運行目的を果たすことができない理由と運行日程等

（表面）

<h2 style="margin: 0;">臨時運行許可証</h2>	
許可番号 第	号
平成 年 月 日	
区長	
臨時運行許可 番号標番号	川崎 一
許可を受けた者の氏名 又は名称及び住所	川崎市.....区 番号町.....丁目.....番地
車 名	
形 状	
車 台 番 号	
運 行 の 目 的	
運 行 の 経 路	
備 考	

(裏面)

有効期間	
月	日から
	
	まで

(日本工業規格A列6番型)

第5号様式（第17条関係）

臨時運行許可証・番号標交付簿

区役所区民課・支所区民センター

許可年月日	有効期間	許可番号	番号標番号	申請者の氏名又は名称及び住所	車台番号	返納期限	許可証返納日	番号標返納日	督促状況	完了印
年 月 日	/ ~ /	第 号	川崎			/	/	/	電話・文書 実調・失効	
年 月 日	/ ~ /	第 号	川崎			/	/	/	電話・文書 実調・失効	
年 月 日	/ ~ /	第 号	川崎			/	/	/	電話・文書 実調・失効	
年 月 日	/ ~ /	第 号	川崎			/	/	/	電話・文書 実調・失効	
年 月 日	/ ~ /	第 号	川崎			/	/	/	電話・文書 実調・失効	
年 月 日	/ ~ /	第 号	川崎			/	/	/	電話・文書 実調・失効	
年 月 日	/ ~ /	第 号	川崎			/	/	/	電話・文書 実調・失効	
年 月 日	/ ~ /	第 号	川崎			/	/	/	電話・文書 実調・失効	
年 月 日	/ ~ /	第 号	川崎			/	/	/	電話・文書 実調・失効	
年 月 日	/ ~ /	第 号	川崎			/	/	/	電話・文書 実調・失効	
年 月 日	/ ~ /	第 号	川崎			/	/	/	電話・文書 実調・失効	

川 第 号
平成 年 月 日

様

川崎市 区長

自動車臨時運行許可番号標及び臨時運行許可証の返納について（催告）

先日、許可しました自動車臨時運行について、自動車臨時運行許可番号標（仮ナンバープレート）及び臨時運行許可証の返納期限が過ぎておりますので、至急返納してください。

なお、すでに返納された場合は、行き違いですので御了承ください。

記

許 可 年 月 日	年	月	日
有 効 期 限	年	月	日
許 可 証 番 号	第		号
許 可 番 号 標 番 号	川崎	—	

川 第 号
平成 年 月 日

様

川崎市 区長

自動車臨時運行許可番号標及び臨時運行許可証の返納について（催告）

先日、許可しました自動車臨時運行について、自動車臨時運行許可番号標（仮ナンバープレート）及び臨時運行許可証の返納期限が過ぎているため書面等で催告をしましたが、まだ返納されておりませんので、至急返納してください。

なお、返納されないときは、道路運送車両法に基づき告発手続をとることもありますので御承知おきください。

記

許 可 年 月 日	年	月	日
有 効 期 限	年	月	日
許 可 証 番 号	第		号
許 可 番 号 標 番 号	川崎	—	

第8号様式（第10条関係）

臨時運行許可証・番号標未返納者対応表

許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日		
番号標番号	川崎	返納期限	年 月 日		
未 返 納 者	住所 氏名	TEL			
		(変 更 年 月 日)	TEL		
		(変 更 年 月 日)	TEL		
年月日	電話、文書等の催告経過		決裁欄		
備 考					

川 第 号
平成 年 月 日

様

川崎市 区長

自動車臨時運行許可の取消しについて（通知）

先日、自動車臨時運行を下記のとおり許可しましたが、詐欺その他不正の手段により許可を受けたこと（不正に使用したこと）を発見しましたので、当該許可を取り消すことを通知します。ついては、許可証及び番号標を速やかに返納ください。

なお、返納されないときは、道路運送車両法に基づき、警察への告発手続をとることもありますので御承知おきください。

記

許 可 年 月 日	年	月	日
有 効 期 限	年	月	日
許 可 証 番 号	第		号
許 可 番 号 標 番 号	川崎	—	

紛 失 届
 き 損 届

川崎市 区長 殿

担任	係長	課長
----	----	----

<input type="checkbox"/> 許可証の紛失	許可証の番号			
	紛失した場所			
	紛失した日	年	月	日
<input type="checkbox"/> 番号標の紛失	番号標の番号			
	紛失した場所			
	紛失した日	年	月	日
	遺失届	届出をした警察署	警察署	
		届出年月日	年	月
受理番号				
<input type="checkbox"/> 番号標のき損	番号標の番号			

上記のとおり届出します。

許可証
 今後、取扱いには十分注意し、 番号標 を発見した時は、ただちに届出をいたします。
 また、番号標については、現物弁済相当額を弁償いたします。

年 月 日

届出人
所在地（個人の場合は住所）

.....
名称及び代表者氏名（個人の場合は氏名）

印

番号標の貸与枚数	枚	備 考
紛失または、き損した	枚	
番号標の枚数	枚	

第11号様式（第15条関係）

川崎市 区告示第 号

次の自動車臨時運行許可番号標は、回収不能により無効とし、失効したので告示します。

平成 年 月 日

川崎市 区長

自動車臨時運行許可番号標	失効年月日
川崎 ー	平成 年 月 日
川崎 ー	平成 年 月 日
川崎 ー	平成 年 月 日
川崎 ー	平成 年 月 日
川崎 ー	平成 年 月 日

第12号様式（第16条関係）

臨時運行許可番号標台帳

区役所区民課・支所区民センター

番号票番号	使用開始年月日	使用廃止年月日	廃止理由	備 考
川崎	年 月 日	年 月 日		
川崎	年 月 日	年 月 日		
川崎	年 月 日	年 月 日		
川崎	年 月 日	年 月 日		
川崎	年 月 日	年 月 日		
川崎	年 月 日	年 月 日		
川崎	年 月 日	年 月 日		
川崎	年 月 日	年 月 日		
川崎	年 月 日	年 月 日		
川崎	年 月 日	年 月 日		
川崎	年 月 日	年 月 日		
川崎	年 月 日	年 月 日		
川崎	年 月 日	年 月 日		
川崎	年 月 日	年 月 日		
川崎	年 月 日	年 月 日		
川崎	年 月 日	年 月 日		
川崎	年 月 日	年 月 日		
川崎	年 月 日	年 月 日		
川崎	年 月 日	年 月 日		
川崎	年 月 日	年 月 日		
川崎	年 月 日	年 月 日		
川崎	年 月 日	年 月 日		

第13号様式（第15条関係）

川 第 号
平成 年 月 日

神奈川陸運支局川崎自動車検査登録事務所長 様

川崎市 区長

自動車臨時運行許可番号標番号の抹消について（通知）

次の番号標番号について、回収不能のため、番号標番号を抹消願います。

川崎 ー

区役所区民サービス部区民課

係 担当

電話 ー ー

川 第 号
平成 年 月 日

警察署長 様

川崎市 区長

自動車臨時運行許可番号標番号の抹消について（通知）

標記の件について別添のとおり、回収不能のため無効告示をしましたので通知します。
なお、当該番号標が不正に使用されるおそれがありますので、よろしく取り締まり願います。

区役所区民サービス部区民課
係 担当

電話 ー ー

許可証と番号標（仮ナンバー）の使用についての注意事項

（運行の前にお読みください）

許可を受けた方は、次の事項を守ってください。

- 1 許可証及び番号標（仮ナンバー）は、有効期間の満了した日から5日以内に、（許可証裏面の赤字の日付の翌日を1日目として計算します）許可を受けた区役所区民課・支所区民センターへ返納してください。

期日までに返納しない場合、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることがあります。

[道路運送車両法第35条第6号、同第108条]

- 2 運行中は、許可証を有効期間の表示された面を表側にして、自動車前面（ガラスの内側等）の見やすい位置に表示してください。

[道路運送車両法第35条、同施行規則第23条]

- 3 番号標（仮ナンバー）は、その番号が判読できるよう、自動車の前面及び後面の見やすい位置にボルト、針金等を使用して確実に固定してください。

[道路運送車両法第36条、同施行規則第24条]

- 4 許可証又は番号標（仮ナンバー）を紛失した場合は、直ちに許可を受けた区役所区民課・支所区民センターに連絡をして指示を受けてください。なお、番号標（仮ナンバー）については、実費相当額を弁償していただきます。

- 5 番号標（仮ナンバー）は、汚れをよく落としてから返納してください。

川崎市

区役所区民課・支所区民センター

電話

—

—